

会議録

会議の名称	第7回座間市空き家等対策協議会		
開催日時	令和6年11月20日（水） 13時30分～15時00分		
開催場所	座間市役所 4-3会議室		
出席者	市長、後藤委員、井上委員、今西委員、古谷委員、加藤委員、島村委員、湯浅委員、和田委員（代理 橋尾氏）		
事務局	都市部 松尾部長 都市部都市整備課 本多課長、小西担当課長、上田係長、矢部技師		
会議の公開可否	<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	0人	
非公開又は一部公開とした理由	会議の内容に個人情報等非公開情報が含まれるため		
議題	1 特定空家の経過報告及び今後の対応について		
資料の名称	1 特定空家の状況一覧表及び現地写真		
会議の内容			
事務局	<p>これより、第7回座間市空き家等対策協議会を開催します。</p> <p>本協議会は、議題内容に非公開情報が含まれているため、座間市市民参加推進条例第12条の規定により、非公開となっております。それでは、資料の確認をいたします。</p> <p style="text-align: center;">（資料確認）</p> <p>次に協議会の成立についてですが、協議会委員10名のうち、本日の出席者が9名であることから、過半数を超えているため、座間市空き家等対策協議会規則第5条第2項に規定のとおり、本会議は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、各委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（各委員より自己紹介）</p> <p>次に事務局職員を紹介します。</p> <p style="text-align: center;">（事務局職員の紹介）</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>次第2「会長及び副会長あいさつ」ですが、前回の協議会で会長に後藤委員、副会長に今西委員を選出していただきました。今回の協議会でも引き続きお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。</p>		
委員			
事務局			

委員	異議なし。
事務局	<p>それでは、会長は後藤委員、副会長は今西委員に決定します。</p> <p>改めて、会長及び副会長として、ご挨拶いただけますでしょうか。</p>
会長	(会長挨拶)
副会長	(副会長挨拶)
事務局	<p>これより協議会規則第5条第1項の規定により、会長が議長になりますので、これより先の議事進行は会長にお願いします</p>
会長	<p>それでは、次第3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>議題について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題内容の説明の前に本市での空家対策の進捗について、3点説明させていただきます。</p> <p>まず1点目は空き家の所有者調査についてです。現在、相続等で所有者の特定に時間を要する空き家については、業務委託により調査を依頼しています。今年は「神奈川県公共嘱託登記司法書士協会」と契約を締結し、業務を進めています。</p> <p>2点目は空き家の所有者への訪問についてです。空き家の所有者が市外に在住している場合は、職員の対応は難しい状況です。また、職員が平日に所有者の自宅へ訪問しても、面会することが出来ないケースが多い状況です。このような課題を解決するために、現在、業務委託により、市外及び土日もしくは夜間での訪問を行っています。今年は「東電用地株式会社」と契約を締結し、業務を進めています。</p> <p>3点目は空家等管理活用支援法人についてです。本市の空家対策を補完していただくために、今年7月1日に「NPO法人神奈川県空き家サポート協会」を支援法人に指定しました。</p> <p>それでは、議題である特定空家に関して、説明させていただきます。</p> <p>特定空家の3件について、空家特措法第22条第1項に基づき、助言及び指導を行いました。いずれも改善が見られません。そのため、空家特措法第22条第2項に基づき、勧告を予定しています。つきましては、空家対策計画に記載の対応フローのとおり、今後の対応について、本協議会で意見を頂戴したいと考えております。</p> <p>1件ごとに説明を行い、勧告を行うか意見を頂きます。</p> <p>(1件目の特定空家について、経過及び今後の対応方針を説明)</p>
会長	この特定空家について、いつから対応しているのか。
事務局	平成30年からである。

委員	立地状況から周囲に方々もかなり迷惑をしていると思う。 この空き家については、住宅街であることから、売却可能な物件と考えられる。しかし、所有者が改善する意思が感じられないことから、勧告はやむを得ないと思う。
委員 会長	周囲への被害を出す恐れがかなりあることから勧告してよいと思う。 それでは、この空き家について、勧告するものとして、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局 会長 事務局 会長 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 会長	それでは、この特定空家については、勧告を行います。 2件目の特定空家について、事務局より説明をお願いします。 (2件目の特定空家について、経過及び今後の対応方針を説明) この特定空家について、いつから対応しているのか。 平成25年からである。 所有者と連絡は取れる状況か。 連絡先は把握しているが、応じてくれていない状況である。 所有者の認知機能が衰える等の特殊な事情は把握しているか。 把握していない。 改善へ向かうような状況ではないため、勧告してよいと思う。 それでは、この空き家について、勧告するものとして、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局 会長 事務局 会長 事務局 委員 委員 事務局 会長 委員	それでは、この空家については、勧告の手続きを行います。 3件目の特定空家について、事務局より説明をお願いします。 (3件目の特定空家について、経過及び今後の対応方針を説明) この特定空家について、いつから対応しているのか。 平成30年からである。 通学路に面していることから、早期の改善が必要と考える。 所有者へは、勧告した場合は、固定資産税が上がる説明はしているのか。 助言及び指導の文書にその旨を記載している。 今回の勧告により、来年分から固定資産税が上がることとなる。 それでは、この空き家について、勧告するものとして、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。

事務局	それでは、この空家については、勧告の手続きを行います。
会長	それでは、次第4「その他」に入らせていただきます。
会長	特定空家の3件については、勧告することとなったが、所有者が認知機能の衰えなどの特殊な事情を抱えている場合も考えられる。空家の所有者へ対応する際にも、支援法人等による訪問で、福祉的なケアを行うのも重要だと考える。
委員	支援法人の「神奈川県空き家サポート協会」について、市民の方から空き家の問題を抱えている方へ案内してもよいのか。
事務局	市のホームページにも公開しているため、市民から案内して問題ない。
委員	空き家の所有者へ指導等の文書を出す際は、訪問するようにしているのか。直接面会することで、所有者の認知機能等の把握をし、福祉及び医療的なケアの検討も必要と考える。
事務局	現在は、訪問や電話によって、相手方の事情が把握するようにしているが、今後はその点も念頭に置き、注意深く対応していく。
委員	今後、特定空家が増えていった場合、所有者の方への猶予期間を設けるために、勧告を7月頃とし、次年度分の固定資産税が決定する前に、対応を促す方法も検討していただきたい。
事務局	今回の勧告による対応状況等を考慮しながら、検討していく。
委員	空家特措法第22条第3項の命令はいつ頃を予定しているか。
事務局	1年後を予定している。
会長	全ての議事が終了いたしましたので、議事を事務局にお返しします。
事務局	皆様、お疲れ様でした。 以上をもちまして、第7回座間市空き家等対策協議会を閉会させていただきます。